

町内会・自治会の活性化の方策および地域
コミュニティ・協働のあり方に関する提言

平成27年4月2日

宇治市地域コミュニティ推進検討委員会

目 次

I. はじめに	1
II. 地域コミュニティの現状	2
1. 地域コミュニティ組織	2
2. 活動拠点の現状	4
3. 地域コミュニティ活動サポート体制	6
4. 地域の実態調査	8
III. 提言	20
1. 町内会・自治会の重要性の啓発および加入・設立促進	21
(1) 町内会・自治会への加入および設立の促進	22
(2) 学校教育や社会教育との連携	22
(3) 住宅等開発業者への働きかけの強化および取り組みの改善	22
2. 地域コミュニティ活動の担い手の育成	22
(1) 情報提供による地域の主体的な取り組みの支援	23
(2) 地域人材の育成と負担感への配慮	23
(3) 学校教育や社会教育との連携	23
3. 地域コミュニティ活動事例や課題を共有し支援の情報を提供できる仕組みづくり	24
(1) 各種媒体を活用した情報提供および共有	24
(2) 情報・課題を共有できる機会づくり	24
4. 市組織の強化	25
(1) 市の組織および連携の強化	25
(2) 市の相談機能	25
(3) 職員の資質向上	25
5. 地域連携ネットワークのあり方の検討および連携できる仕組みづくり	26
(1) 地域連携ネットワーク構築の具体的方策の検討	26
(2) 活動拠点のあり方の検討	27
6. 地域主体による地域コミュニティの活性化を進めるために	27
参考資料	
[資料1] 宇治市地域コミュニティ推進検討委員会 設置要項	28
[資料2] 委員名簿	30
[資料3] 開催経過	31

I. はじめに

宇治市では、少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、町内会・自治会の加入率の低下や役員のなり手不足などが地域コミュニティの課題となっている。一方、防災や清掃活動など様々な分野で活気ある地域づくりに取り組まれている町内会・自治会もあり、市民主体のまちづくりを推進するためには、地域住民の交流と連帯による地域コミュニティの果たす役割が、極めて重要であると考えられる。

そうした中、市では、良好な町内会・自治会の形成と運営の活性化を促進する方策を検討するため、平成 24 年 1 月に町内会・自治会等活動推進検討委員会(以後、「前検討委員会」と言う)を設置された。前検討委員会では、町内会・自治会が抱える課題や地域の取り組みなどについて議論され、その結果は「町内会・自治会の活性化を促進する方策について ―これまでの議論のまとめ―」としてとりまとめられた。

本委員会は、前検討委員会であげられた課題などを踏まえ、町内会・自治会の活性化に加え、地域コミュニティや市民協働のあり方についても検討し、提言することを目的として、設置されたものである。

また、前検討委員会の議論のまとめでは、「更に検討を深めるために、地域の実態調査が不可欠」とされており、本委員会では、町内会・自治会長アンケートや地域コミュニティ意識調査等の実態調査を実施し、宇治市の地域コミュニティの実態を踏まえながら、検討を進めてきた。

本委員会では、これまで全 10 回にわたり議論を重ね、ここに提言を取りまとめた。市においては、この提言を踏まえ、地域コミュニティ施策の推進に努められることを期待するものである。

Ⅱ. 地域コミュニティの現状

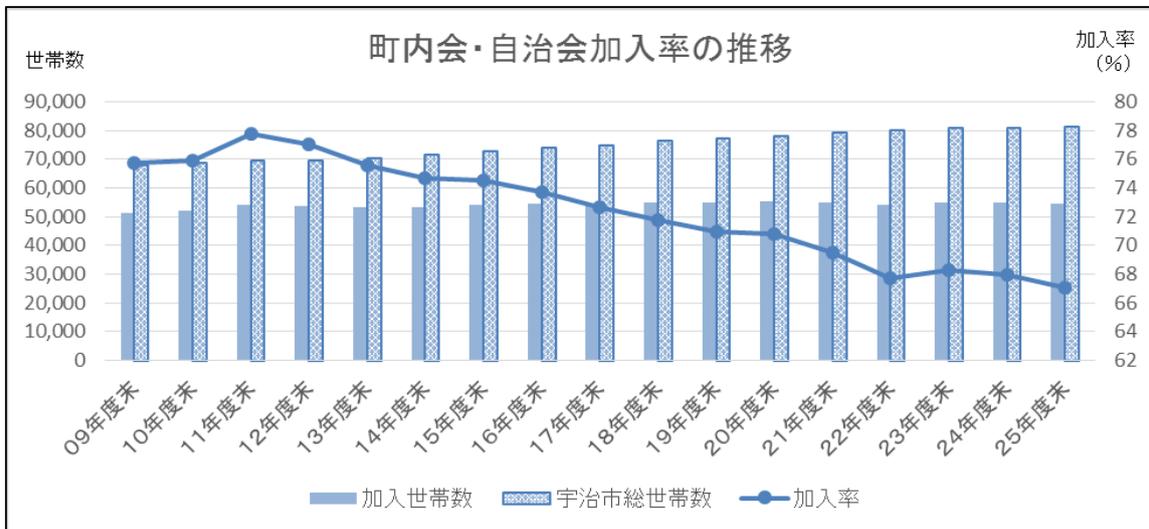
1. 地域コミュニティ組織

(1) 町内会・自治会

町内会・自治会は、規模や設立年数、活動内容、地域性など、その実態は多様である。特定の目的を持って組織された団体とは異なり、地縁に基づいて形成された団体の特性として、加入率は減少傾向にあるものの、依然 7 割に近い世帯が加入し、また、全ての世代を網羅していることから、その包括性が地域コミュニティの基礎を形成する重要な要素となっている。

平成 25 年度末現在に市に届け出された町内会・自治会数は 604 団体、住民登録上の世帯数と町内会・自治会から届け出された加入世帯数から算出した加入率は、67.11%となっている。

また、地域住民の意思により任意で設立されてきた経過があることから、個々の町内会・自治会の範囲については、字界や学区と必ずしも一致しない状況となっている上、未設立の地域がある。



(2)町内会・自治会の連合組織

町内会・自治会の連合組織は、町内会・自治会の合意に基づき、複数の町内会・自治会が参加して設立されているもので、平成 25 年度末現在、33 団体が設立されている。連合組織に参加している町内会・自治会数は 340 団体あり、全町内会・自治会数の 56.29%を占めている。

また、個々の町内会・自治会の連合組織の範囲については、町内会・自治会と同様、字界や学区と必ずしも一致しない状況となっている。

(3)テーマ型市民組織

地域コミュニティでは、町内会・自治会や町内会・自治会の連合組織といった地縁による住民組織のほか、防災や防犯、教育、福祉などの様々な分野ごとに活動している団体や様々な目的で活動しているNPOなどのテーマ型市民組織が、地域コミュニティ活動に取り組んでいる。その組織の構成や位置づけは、各地域によって様々であるが、町内会・自治会や町内会・自治会の連合組織も含め、相互に影響、連携し合いながら、地域コミュニティを形成している。

活動範囲としては、学区ごとに活動している組織が多い傾向にあり、町内会・自治会や町内会・自治会の連合組織との差異が見られる。

2. 活動拠点の現状

市の市民環境部文化自治振興課の所管する地域コミュニティ活動施設としては、131 箇所の公立集会所や 4 箇所のコミュニティセンター、3 箇所のふれあいセンターがあり、町内会・自治会活動のほか、様々な地域コミュニティ活動やサークル活動に利用されている。そのほか、公民館や地域福祉センターなどについても、地域コミュニティ活動に活用されているところである。

また、公立集会所以外にも、市が助成を行っている民間集会所をはじめとした町内会・自治会が独自に管理運営されている民間集会施設があり、地域コミュニティ活動に活用されている。

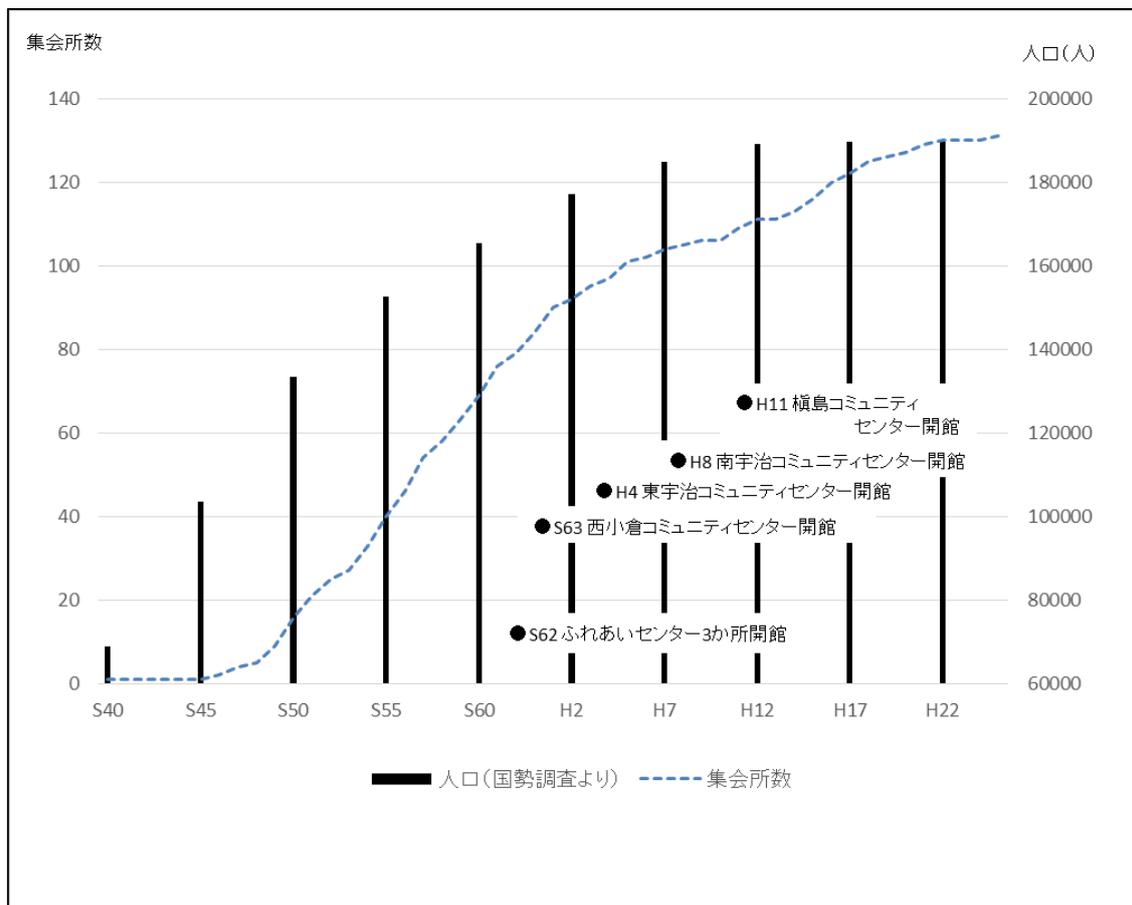
《地域コミュニティ活動施設 平成 25 年度利用状況》

施設名	公立集会所 131 箇所	コミュニティセンター 4 箇所	ふれあいセンター 3 箇所
利用件数	19,266 件	12,657 件	3,367 件
利用人数	-	149,884 人	49,730 人

《民間集会所 平成 25 年度助成箇所数》

20 箇所

《地域コミュニティ活動施設 設置経過》



3. 地域コミュニティ活動サポート体制

(1)市の体制

市民環境部文化自治振興課は、自治振興係、文化係、市民相談係の3係から成る。自治振興係は、町内会・自治会との連絡調整のほか、集会所、コミュニティセンター、ふれあいセンターに関することなどを所管している。平成26年度の体制としては、コミュニティ施策の推進を担当する主幹1名が配置され、係体制は、係長を含め4名体制となっている。

また、防災や防犯、教育、福祉などの様々な分野ごとの活動への支援については、それぞれの分野の担当課が所管している。

(2)市の支援事業

平成26年度において、市が実施している地域コミュニティ活動支援事業の主なものをあげると、次のような事業がある。

i. 町内会・自治会の重要性の啓発および加入・設立促進

事業	内容	担当課
加入啓発	市民課窓口にて、転入者へ加入啓発チラシを配布	文化自治振興課
市政だより	町内会・自治会関係記事の掲載(年1回)	文化自治振興課
事業者への指導	開発事業ガイドラインにおいて、事業者の町内会・自治会組織化の努力義務を規定	開発指導課 文化自治振興課

ii. 町内会・自治会間の意見・情報交換の機会の設定

事業	内容	担当課
地域懇談会	中学校区毎に、町内会・自治会間の意見・情報交換の機会として開催	文化自治振興課
町内会・自治会長交流会開催支援	市民有志主催による町内会・自治会長交流会の開催を支援	文化自治振興課

iii. 自主防災関連

事業	内容	担当課
防災リーダー養成講習会	町内会・自治会からの推薦により、地域防災において中心的に活動できる人材を養成	危機管理課
自主防災活動事業補助金	自主防災組織が防災資機材を整備する際に補助金を交付。補助率 1/2、上限10万円	危機管理課
地域防災力向上事業補助金	自主防災組織が防災啓発事業を実施する際に補助金を交付。補助率 3/4、上限10万円	危機管理課
災害時要援護者避難支援事業	災害時の安否確認や避難誘導等の支援活動の取り組みのため、市へ登録を申出された災害時要援護者の情報を支援者(自主防災組織、民生・児童委員等)と市が共有	危機管理課

iv. その他

事業	内容	担当課
各種出前講座等	防災、防火・救急、福祉、環境(ごみ)、まちづくり、木造住宅耐震診断・改修等	各業務の担当課
古紙等集団回収報償制度	町内会・自治会、育友会などが民間古紙回収業者と契約し、市に登録。回収量に応じ登録団体に報奨金を支払い	ごみ減量推進課
地区まちづくり協議会支援	地区まちづくり協議会を対象として、専門的・技術的な助言を行うまちづくり専門家の派遣やまちづくり活動費助成の交付による支援を実施	都市計画課
回覧板の配布	町内会・自治会の求めに応じ、必要枚数を随時配布	文化自治振興課
民間集会所環境整備事業費補助金	町内会・自治会が独自に管理運営されている集会所の新築、増改築、修繕、下水道接続、耐震診断および改修、光熱水費に補助金を交付	文化自治振興課
私道整備事業補助金	私道の舗装の新設および補修工事、側溝等の改良および補修工事に補助金を交付	道路建設課

これらの支援制度のほかに、公園や道路、排水路等の維持管理をはじめ、防災、防犯、地域福祉など様々な分野で、町内会・自治会と市は密接に関わっている。

4. 地域の実態調査

本委員会の前身である町内会・自治会等活動推進検討委員会の議論のまとめでは、「更に検討を深めるために、地域の実態調査が不可欠」とされていたところである。

これを受け、本委員会では、地域実態を把握した上で議論を進めるために、「町内会・自治会長アンケート」、「地域コミュニティ意識調査」を実施した。

(1)町内会・自治会長アンケート 結果概要

○調査の概要

調査対象	平成 25 年 8 月 1 日現在の宇治市内の町内会・自治会長
標本数	609 人
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法
調査時期	平成 25 年 9 月 4 日(水)～9 月 20 日(金)
有効回収数(率)	429 件(70.4%)

○回答者の属性

≪性別≫

男	76.5%
女	17.0%
不明・無回答	6.5%

≪年齢≫

29 歳以下	0.7%
30～39 歳	5.1%
40～49 歳	13.3%
50～59 歳	19.6%
60～69 歳	35.9%
70～79 歳	21.7%
80 歳以上	2.1%
不明・無回答	1.6%

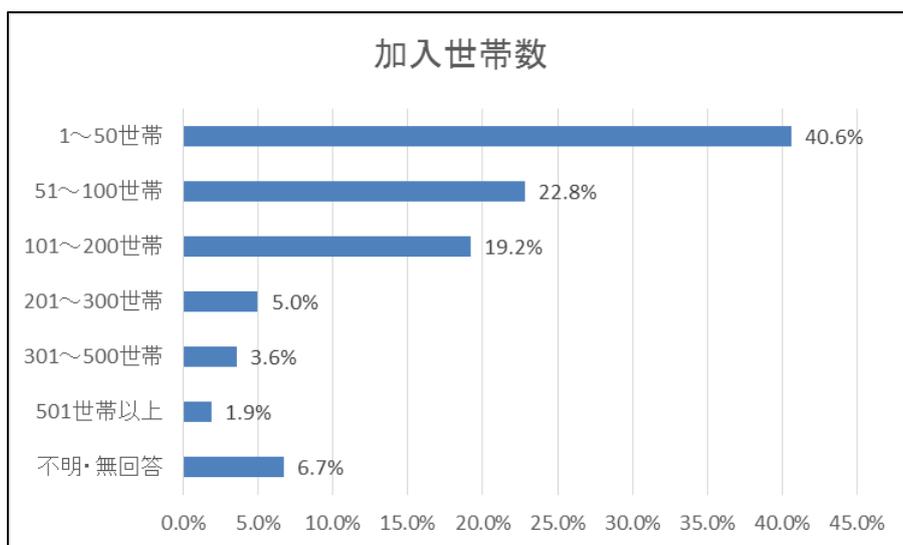
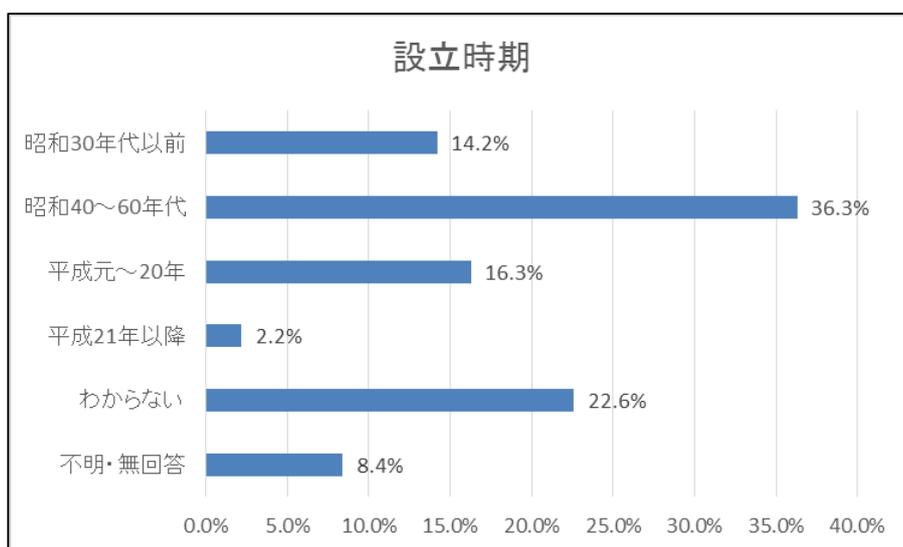
i. 宇治市の町内会・自治会

宇治市では、昭和 40 年代を中心とした高度経済成長期に宅地開発が進行し、人口が急増した歴史があり、これを背景として、町内会・自治会は、昭和 40 年代から 60 年代に最も多く設立されている。

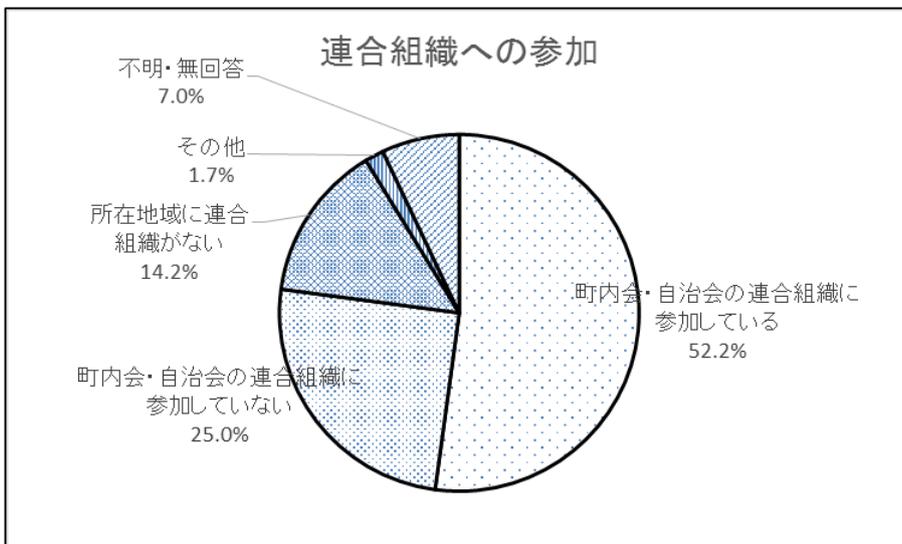
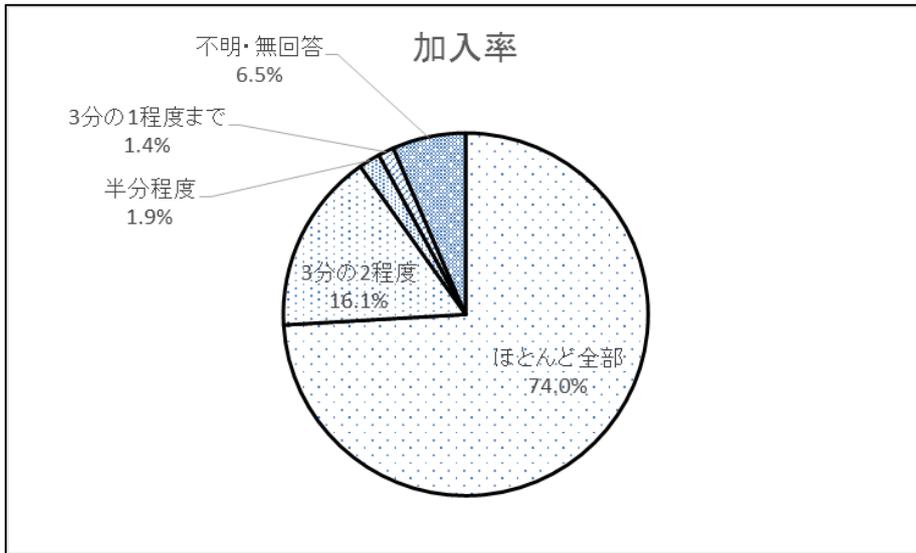
加入世帯数からみた組織規模は、50 世帯以下の小規模の町内会・自治会が最も多く、200 世帯以下が全体の 8 割以上を占める状況となっている。

加入率については、「ほとんど全部」の世帯が加入している町内会・自治会が 74.0% という結果となっている一方、「3 分の 2 程度」が 16.1%、「半分程度」が 1.9%、「3 分の 1 程度まで」が 1.4% という状況である。

また、町内会・自治会の連合組織への参加率では、「参加している」と回答された割合が 52.2% と約半数程度である。



N=416

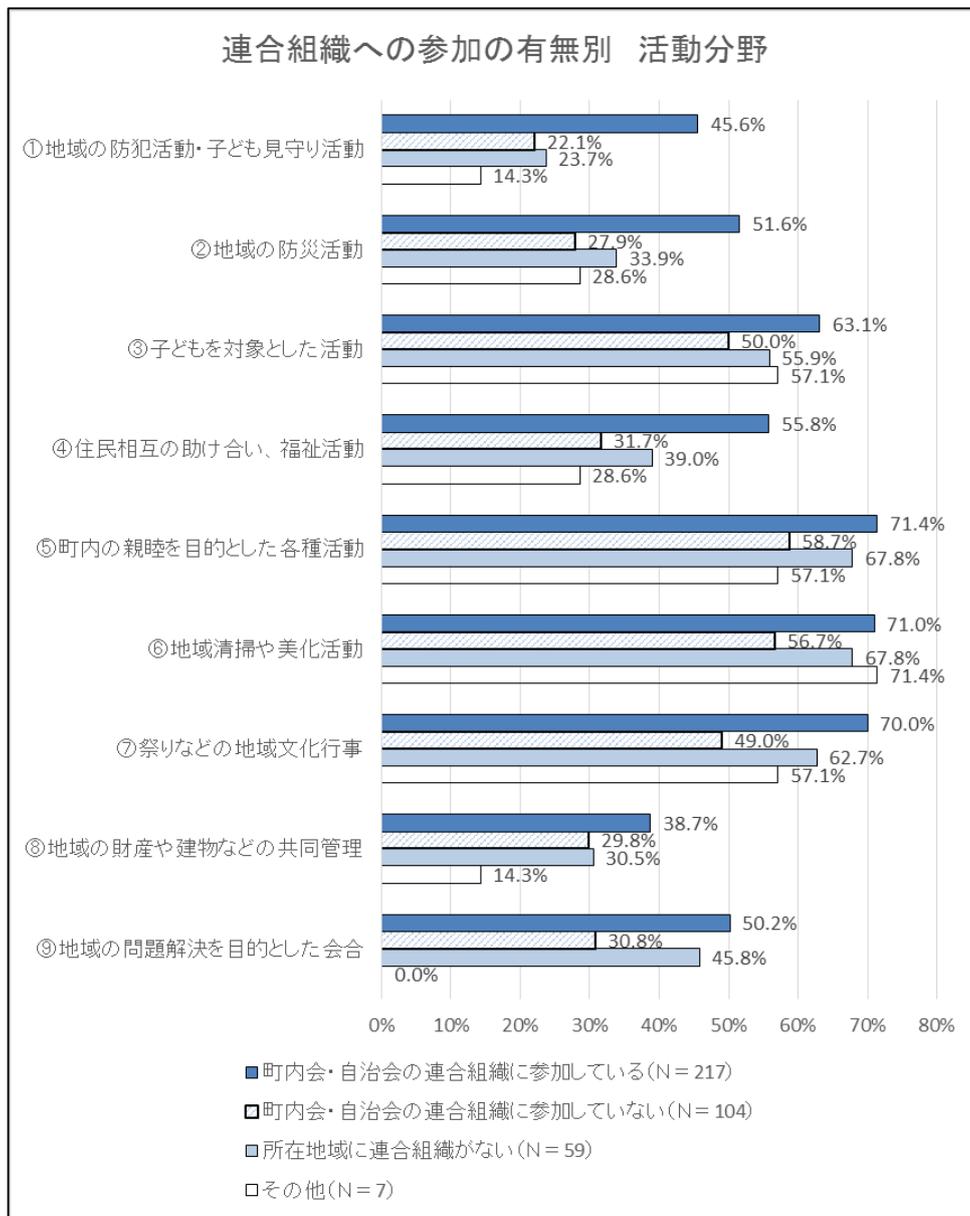


N=416

iii. 町内会・自治会の連合組織への参加状況から見た活動分野

町内会・自治会の活動分野を町内会・自治会の連合組織への参加の有無別に見ると、活動分野全般にわたって、「連合組織に参加している」町内会・自治会が、「連合組織に参加していない」町内会・自治会や「連合組織がない」町内会・自治会よりも活動している割合が高い。

特に、「①地域の防犯活動・子ども見守り活動」、「②地域の防災活動」、「④住民相互の助け合い・福祉活動」では、連合組織への参加状況により、取り組み状況に比較的差が出る結果となった。これらの活動分野では、連合組織の広域性や組織規模を生かした町内会・自治会間の連携などの機能が効果的に発揮されているものと推察される。

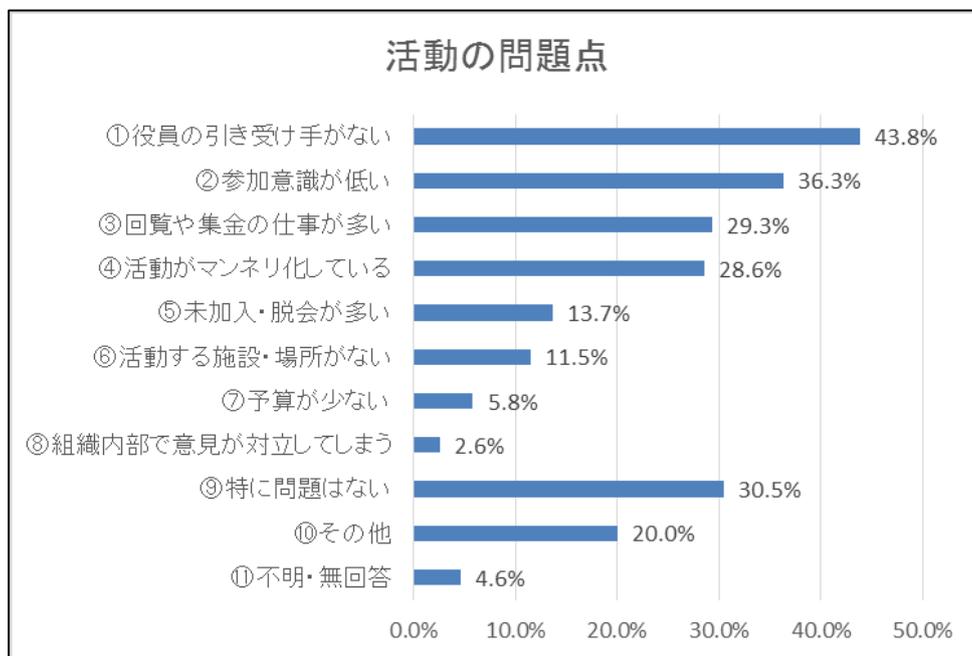


iv. 活動の問題点

町内会・自治会活動の問題点として最も多かったのは、「①役員の引き受け手がない」ことで、43.8%となっている。続いて、「②参加意識が低い」が36.3%、「③回覧や集金の仕事が多い」、「④活動がマンネリ化している」が3割弱を占める結果となった。

また、「⑤未加入・脱会が多い」については13.7%となっており、近年加入率の減少が課題と言われているものの、加入率についての設問で「ほとんど全部」の世帯が加入しているという回答が74.0%という結果となっていることから、未加入・脱会が局地的に起こっている実態がわかる。

また一方で、「⑨特に問題はない」とされている町内会・自治会が、30.5%となっている。



N=416

(2)地域コミュニティ意識調査 結果概要

○調査の概要

調査地域	宇治市内
調査対象	平成 25 年 8 月 1 日現在の市内に在住する満 20 歳以上の市民
標本数	2,000 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法
調査時期	平成 25 年 9 月 4 日(水)～9 月 20 日(金)
有効回収数(率)	976 件(48.8%)

○回答者の属性

≪性別≫

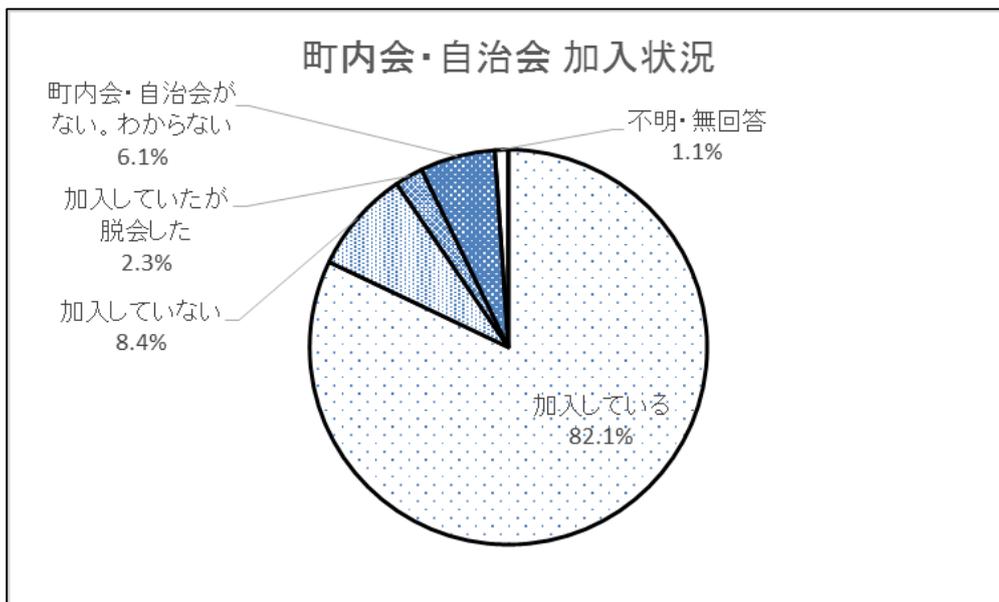
男	44.7%
女	53.7%
不明・無回答	1.6%

≪年齢≫

29 歳以下	4.3%
30～39 歳	12.1%
40～49 歳	13.1%
50～59 歳	15.3%
60～69 歳	25.1%
70 歳以上	29.6%
不明・無回答	0.5%

i. 町内会・自治会への加入状況

町内会・自治会への加入状況を問う設問では、「加入している」が 82.1%となった。住民登録上の世帯数と町内会・自治会から市へ届け出された加入世帯数から算出した平成 25 年度末の加入率は、67.11%となっており、調査結果と差が生じている。



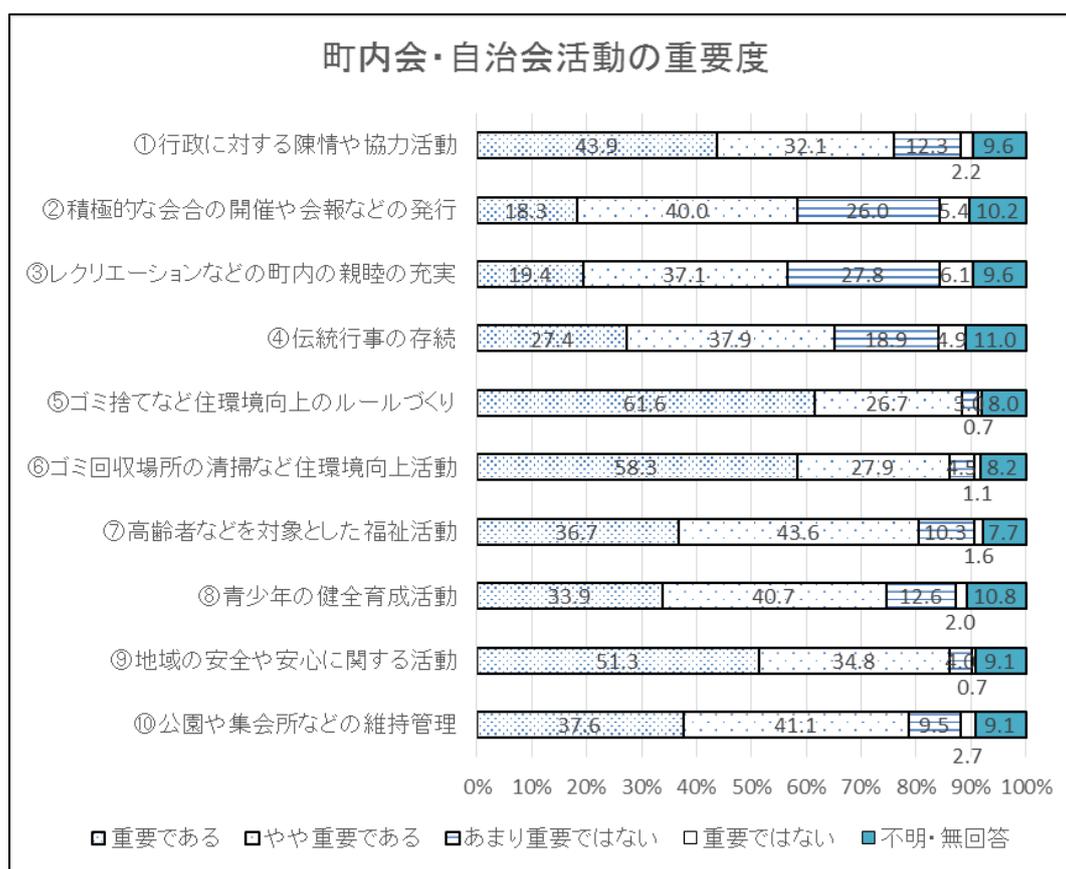
N=976

ii - a. 町内会・自治会活動の重要性についての認識

町内会・自治会の活動分野ごとに、どの程度重要だと思うかについて問う設問では、「重要である」、「やや重要である」を合わせた割合は、いずれの活動分野においても、概ね高い割合となっている。

特に、「⑤ゴミ捨てなど住環境向上のルールづくり」、「⑥ゴミ回収場所の清掃など住環境向上活動」といった日常生活に密着した項目、「⑨地域の安全や安心に関する活動」といった防災・防犯等に関連する項目は9割近い値となっており、いずれの世帯、年齢層においても関わりのある活動で重要視される傾向が見られた。これは、町内会・自治会の役割として、地域住民の共通課題に取り組むことが広く期待されていることを示していると考えられる。

一方で、「②積極的な会合の開催や会報などの発行」、「③レクリエーションなどの町内の親睦の充実」、「④伝統行事の存続」については、6割前後とやや低い傾向が見られ、この背景には、ライフスタイルの変化や価値観の多様化があると考えられる。



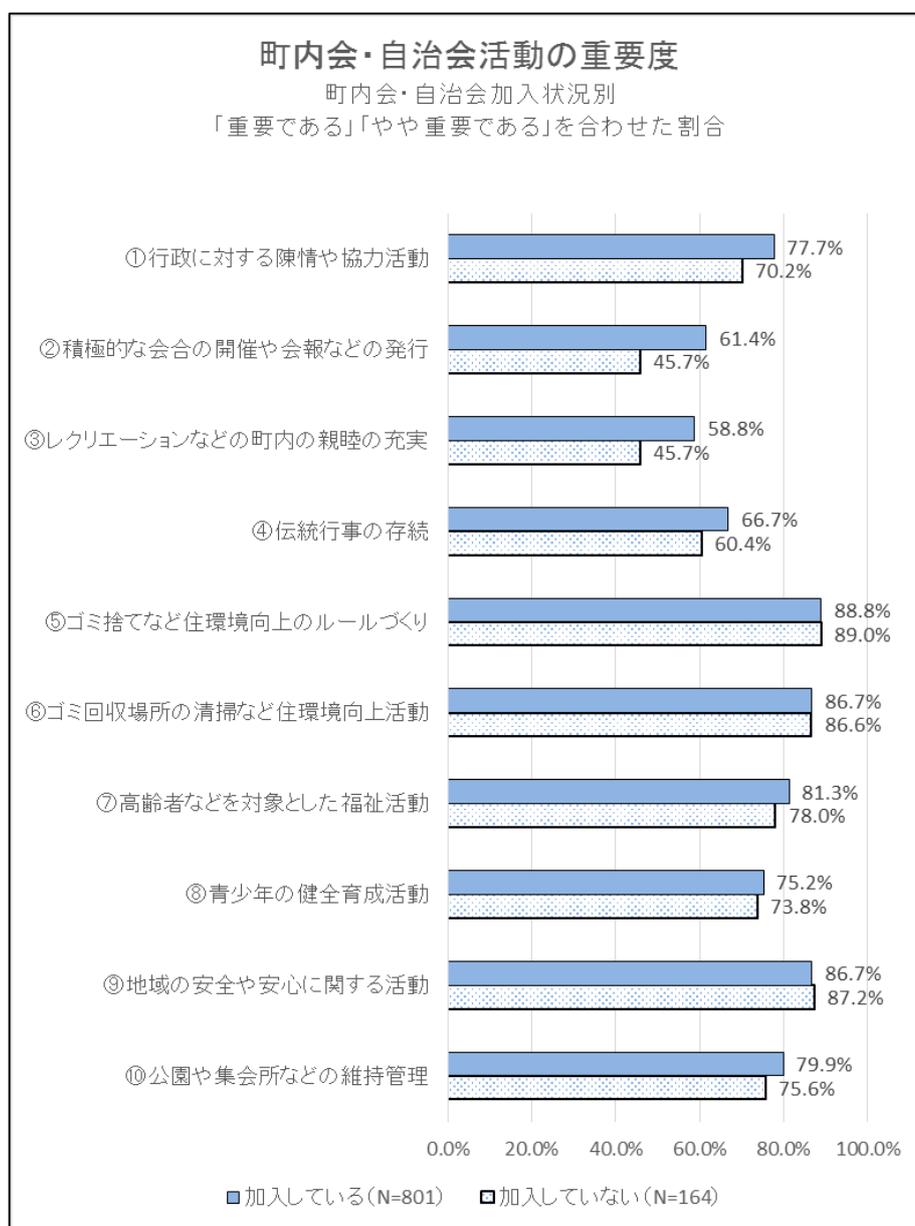
N=976

ii - b. 町内会・自治会加入状況から見た活動の重要性についての認識

町内会・自治会活動がどの程度重要だと思うかを町内会・自治会の加入状況別に見ると、「②積極的な会合の開催や会報などの発行」、「③レクリエーションなどの町内の親睦の充実」で、加入状況により一定の差が見られるものの、その他の項目では大きな差はなかった。

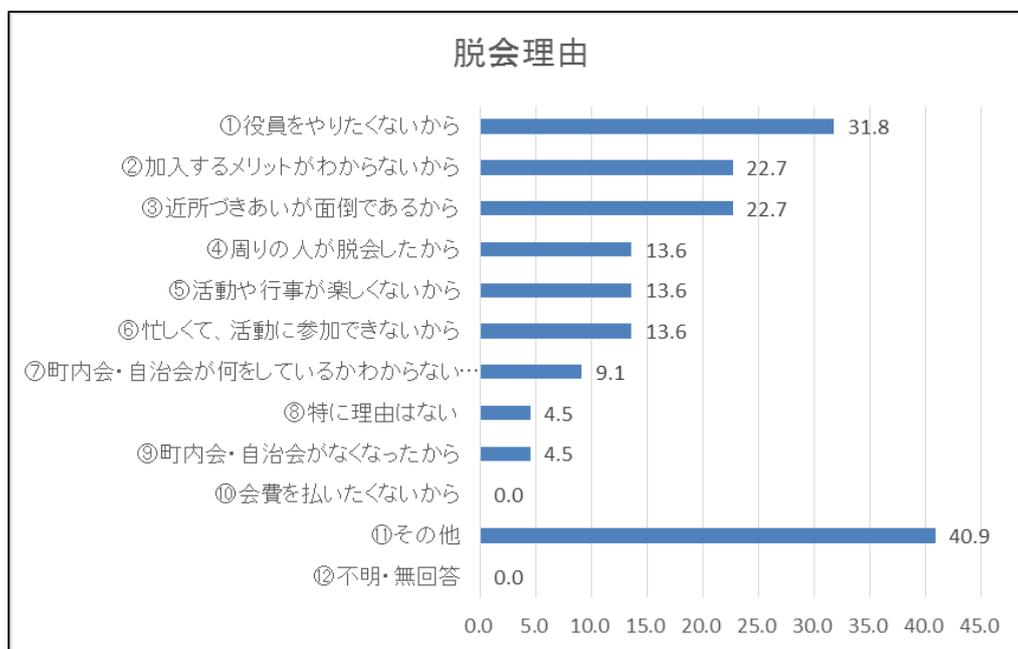
むしろ、「⑤ゴミ捨てなど住環境向上のルールづくり」、「⑨地域の安全や安心に関する活動」では、重要であるとする割合が、わずかではあるが「加入していない」が「加入している」を上回っている。

加入状況に関わらず、町内会・自治会活動の重要性は、一定認識されていると言える結果となった。



iii. 町内会・自治会から脱会した理由

町内会・自治会から脱会した人にその理由を問う設問では、「①役員をやりたいくないから」が多く、31.8%となった。次に、「②加入するメリットがわからないから」、「③近所づきあいが面倒であるから」が、それぞれ 22.7%となっている。



N=22

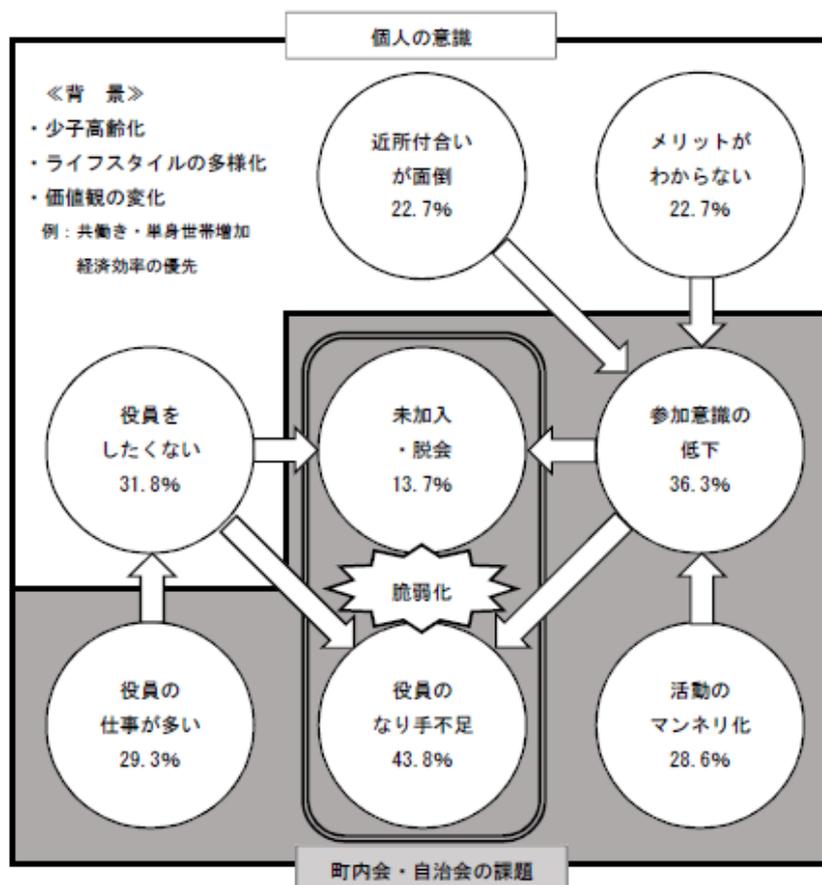
(3) 地域課題の関係性

町内会・自治会長アンケートでは、活動の課題として役員のなり手不足や参加意識の低下などがあがっている。一方、地域コミュニティ意識調査では、町内会・自治会を脱会した理由として、役員をしたくないことなどがあげられている。こうした町内会・自治会の課題や個人の意識は、相互に関係し合っていると考えられる。

次に示している「町内会・自治会の基盤脆弱化の構図」は、地域コミュニティ意識調査の「町内会・自治会脱会の理由」上位 3 回答と町内会・自治会長アンケートの「町内会・自治会活動の問題点」上位 5 回答の関係性を図示したものである。

図に示すとおり、個別の課題が相互に関係し合い、結果的には「役員のなり手不足」や「未加入・脱会」といった町内会・自治会の基盤脆弱化を招くことになると考えられる。

《町内会・自治会の基盤脆弱化の構図》



個人の意識

・・・地域コミュニティ意識調査「町内会・自治会脱会の理由」上位 3 回答と割合

町内会・自治会の課題

・・・町内会・自治会長アンケート「町内会・自治会活動の問題点」上位 5 回答と割合

Ⅲ. 提 言

町内会・自治会は、生活の場をより良い環境に向上させるとともに、個人が感じている地域への思いや願いなどを社会全体に反映させていく上で、非常に重要な役割を担っている。地縁に基づいて組織され、加入率は減少傾向にあるものの約 7 割の世帯が加入し、地域の世帯や幅広い世代を網羅していることから、地域コミュニティの基礎を支えている。各町内会・自治会の組織の規模や活動内容などは様々であるが、防災や防犯、環境美化、子どもや高齢者を対象とした地域福祉のほか、地域住民の親睦を目的とした行事など、幅広い活動分野があり、それぞれの地域で、住民共通の課題解決などにも取り組まれている。

また、町内会・自治会以外にも、地域には防災や防犯、福祉、青少年育成など各種分野ごとに活動されている団体や様々な目的で活動しているNPOなどの「テーマ型市民組織」がある。これらが相互に関係し合いながら、様々な形で地域コミュニティを形成している。

東日本大震災においては、地域コミュニティにおける住民相互の助け合い(共助)が、大きな力となった。宇治市においても、各地域で地域の防災力向上に向けた取り組みが始まり、平成 24 年 8 月の京都府南部地域豪雨災害においては、町内会・自治会が中心となり大きな役割を果たすなど、地域コミュニティの重要性は益々高まっているところである。

市においても、防災や防犯、地域福祉はもとより、健康長寿日本一や子育てのしやすいまちづくりなど、様々な分野の施策を進める上で、市民参画および地域コミュニティとの協働の推進を必要としている。従来から活動分野ごとに地域コミュニティ組織への支援にも取り組んできているが、町内会・自治会の加入率の低下や担い手不足などをはじめとする、地域コミュニティ基盤の脆弱化や地域課題の多様化が見られる中、従来の課や係といった組織単位を基本にした施策の展開では限界があり、町内会・自治会等の地域コミュニティ組織に対する総合支援の考え方に基づく体制の強化や庁内連携など、従来施策の見直しや転換が求められる状況となっている。

こうした地域コミュニティの実態や市の状況および本委員会のこれまでの議論を踏まえ、本委員会から提言するにあたり、次項のとおり地域コミュニティ推進に関する基本的な考え方を示す。

《 地域コミュニティ推進に関する基本的な考え方 》

(1)地域コミュニティの主体

まちづくりの担い手として、地域住民並びに地域住民組織の主体的な取り組みによる地域コミュニティの活性化を目指す。

(2)地域コミュニティと行政の協働

市においては、地域事情の違いを念頭に置きながら、地域の主体的な活動への支援を通して、地域との協働による地域コミュニティの活性化を目指す。

(3)地域コミュニティにおける地域住民組織の連携

町内会・自治会や町内会・自治会の連合組織、テーマ型市民組織などの様々な地域住民組織の連携による地域コミュニティの活性化を目指す。

この基本的な考え方に基づき、町内会・自治会の活性化および地域コミュニティや協働のあり方について、本委員会として次のとおり提言する。

1. 町内会・自治会の重要性の啓発および加入・設立促進

地域コミュニティの基盤を支える町内会・自治会ではあるが、近年、加入率は低下傾向にあり、加入・設立促進への取り組みを進めていく必要がある。

町内会・自治会の活動分野は幅広く、地域によって取り組み状況・活動分野は様々であり、また、価値観の多様化により一概にメリット、デメリットのみで町内会・自治会の重要性を訴えることは難しいと考えられる。一方で、いざ災害が起こった時などの非常時には、地域コミュニティの住民相互の助け合い(共助)が大きな役割を果たし、また、地域のお祭りなどの親睦行事については、日頃からの地域住民相互のつながりを築く役割を果たすものと考えられる。

地域の実態調査の結果からは、町内会・自治会活動のうち、特に、ごみ回収場所の清掃など「住環境向上活動およびそのルールづくり」、「地域の安全や安心に関する活動」などについては、町内会・自治会未加入者であっても重要性を認識していることが明らかとなっている。加入促進に向けた地域の取り組みとして、防災訓練への参加を未加入者にも呼びかけて地域全体で実施したところ、加入促進に繋がった実例があり、地域の実態調査の結果からみた未加入者の意識を裏づけていると言える。そのほか、加入促進が地域の重要課題であると位置づけ、粘り強く未加入者や脱会希望者に町内会・自治会活動の重要性を訴えている事例も見られる。

(1)町内会・自治会への加入および設立の促進

町内会・自治会への加入や設立促進の取り組みにあたっては、地域住民や事業者等に対し、地域コミュニティや共助の重要性を啓発するとともに、楽しさややりがいなどの魅力についても伝えていく必要がある。現在、市では広報紙への啓発記事の掲載や転入者への加入勧奨チラシの配布を実施されているが、今後は地域の取り組み実例なども積極的に取り上げながら、さらなる充実を図るとともに、町内会・自治会の取り組みを支援されたい。

(2)学校教育や社会教育との連携

町内会・自治会の役割を知り、その大切さを啓発するためには、地域の各種行事への子どもの参加を促進することにより、地域コミュニティの役割、重要性への理解を促し、共助の心を育むことが重要であると考えられる。地域の役割として、今後の取り組みが期待される部分ではあるが、市としても、学校教育や社会教育との連携も視野に入れながら、取り組みを進められたい。

(3)住宅等開発業者への働きかけの強化および取り組みの改善

町内会・自治会への加入や設立を促進するためには、住宅等開発業者の協力が重要である。開発事業ガイドラインにおいては、住宅等開発業者に対し、町内会・自治会の組織化の努力義務が規定されているところであるが、今後、市組織の連携により指導の方法・手続きの改善を図り、住宅等開発業者への働きかけを強めるとともに、周辺の町内会・自治会との連携の仕組みについても検討を進められたい。

2. 地域コミュニティ活動の担い手の育成

町内会・自治会では、役員のなり手不足が特に大きな課題となっている。また、役員のなり手不足を始めとする地域コミュニティ活動の担い手不足は、テーマ型市民組織においても同様の課題に直面している実態が見られ、町内会・自治会に止まらず、地域コミュニティ活動の担い手の育成は、喫緊の課題であると言える。

地域の実態調査の結果を見ると、町内会・自治会長アンケートでは、活動の課題として役員のなり手不足のほか、役員の仕事が多いことも大きな割合を占めている。また、地域コミュニティ意識調査においては、町内会・自治会からの脱会理由として役員をしたくないことが最も多い割合を示している。これら町内会・自治会の課題と個人の意識は相互に影響し合い、役員のなり手不足を招いており、その根幹は役員の仕事が多いことなどによる負担感にあると言える。今後の地域の取り組みとして、それぞれの実情に応じ

て、活動内容や運営方法の見直しなどにより、役員の負担軽減を図ることが期待される。

地域では、こうした課題への取り組みとして、活動の継続性の維持や新役員の負担軽減のため、役員任期を工夫することにより新旧役員が協力して活動する期間を設けている町内会・自治会が見受けられる。また、地域には年代を問わず地域活動の担い手として活躍の可能性を秘めた人材が眠っており、特に退職世代への期待は大きい。子どもの頃から行事等を通じて積極的に関わりを持ちながら、地域住民のライフステージに合わせたアプローチを行い、戦略的に担い手の育成や発掘に取り組まれている町内会・自治会もある。

一方、地域コミュニティ活動の担い手不足の背景には、少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化など社会的背景もあることから、担い手の育成には、価値観の押しつけではなく、多様な価値観を前提とした取り組みが求められており、テーマ型市民組織や大学などの教育機関などとも連携し、地域と市が協働して進めていく必要がある。

(1)情報提供による地域の主体的な取り組みの支援

地域コミュニティ活動の担い手不足対策では、地域が独自に課題解決に向けた取り組みを進めている事例も見受けられる。行政の役割の一つとして、こうした先進的な活動事例について、取り組みの進め方や成功につながった要因などを分析するとともに、その情報を広く地域に提供することにより、地域の主体的な取り組みを支援していただきたい。

(2)地域人材の育成と負担感への配慮

担い手育成の具体的施策としては、研修や交流会の実施などが考えられる。施策実施にあたっては、これまでに実施されてきた担い手育成施策の効果や課題を検証するとともに、目的や対象を明確にし、テーマ型市民組織や大学などの教育機関と連携しながら、防災や防犯、教育、福祉など様々な活動分野や地域の多様性に対応した多様なメニューの展開が必要である。また、新たにこうした機会を設けることが、地域コミュニティ活動に対する負担感の増加に繋がることのないよう配慮しながら、幅広い層の人が参加しやすい学ぶ機会づくりに取り組まれない。

(3)学校教育や社会教育との連携

提言中、「1. 町内会・自治会の重要性の啓発および加入・設立促進」でもあげているが、担い手の育成においても、学校教育や社会教育との連携が重要である。今後、学校や大学などの教育機関とも連携し、子どもの頃から地域コミュニティの大切さを学ぶ機会を充実させることにより、地域コミュニティを担う次世代の育成を図るとともに、社会教育とも連携し、総合的な取り組みを進められたい。

3. 地域コミュニティ活動事例や課題を共有し支援の情報を提供できる

仕組みづくり

未加入・脱会や役員のみ手不足など、町内会・自治会の基盤脆弱化に繋がるような課題に直面している地域がある中で、役員負担軽減や加入勧奨など課題解決に積極的に取り組まれている地域や、また、様々な分野で活発に活動されている地域がある。

課題解決の取り組みや先進的な活動の実例は、その他の地域においても活動の参考事例として活用できるものであると考えられ、地域コミュニティ活動情報を共有化することで、地域の主体的な取り組み、活動の活性化を促進することができるものであると考えられる。

また、地域コミュニティ支援施策など市の取り組みの情報についても、情報提供の充実を図っていく必要がある。情報提供のあり方については、幅広い年齢層や様々な分野で活動されている地域住民にとって、わかりやすく、手に取りやすい情報提供方法が必要であると考えられる。

(1) 各種媒体を活用した情報提供および共有

情報提供および共有にあたっては、対象となる年齢層や情報の内容などを踏まえながら、様々な媒体を活用していく必要があると考えられる。地域コミュニティ活動の実例を紹介する情報誌の作成や、ホームページを地域ニーズに応じて必要な情報が得やすくなるよう充実させるなど、地域への情報提供および地域コミュニティ活動情報の共有化に取り組まれない。

なお、本委員会では、委員会の議論の中で紹介された活動事例なども踏まえながら、「町内会・自治会の手引き」原案を作成した。この原案を基に「町内会・自治会の手引き」を作成し、地域コミュニティ活動情報の提供および共有のために活用されるとともに、今後は新たな情報を追加するなどしながら、地域が活用できる生きた情報源となるよう引き続き内容の整備に努められたい。

(2) 情報・課題を共有できる機会づくり

地域住民が地域課題等について、膝を突き合わせて意見・情報交換ができる機会が必要であると考えられる。現行施策の改善・充実を図りながら、地域のニーズ・実態を踏まえたワークショップ等の開催を新たに検討するなど、取り組みの推進に努められたい。

4. 市組織の強化

今後の地域コミュニティ施策推進にあたり、市の組織は、地域と関わりながら地域コミュニティ活動をより積極的、戦略的に支援できる体制へ転換することが必要である。

国や府、先進自治体、宇治市の地域コミュニティの情報を収集、分析した上で、宇治市の地域コミュニティの実態に即した具体的施策に繋げることのできる市の組織づくりが必要であると考えられる。

多様な地域実態に対応し、地域コミュニティの活性化を図るためには、各課が個別に実施している地域コミュニティ施策を体系化するとともに、市の庁内組織間で情報を共有化し、連携を図りながら施策の効率化および効果の最大化を目指すことも重要となってくる。あわせて、相談機能の充実と組織を構成する職員の育成についても、必要とされているところである。

(1)市の組織および連携の強化

施策推進のために必要とされる市組織・体制の強化に向けて、施策の体系化により効果的、効率的な施策の推進を図るとともに、まずは関係課が参画する庁内連絡会議の設置やコーディネート機能の充実に取り組まれない。

(2)市の相談機能

相談機能については、庁内連携による諸手続きの簡素化や効率化、ワンストップ相談窓口や地域コーディネーターの配置についても検討を進められたい。また、市のみでの対応が難しい課題も想定されることから、専門家の派遣や紹介、地域の人材や団体の活用も視野に入れた仕組みづくりに取り組まれない。

(3)職員の資質向上

市組織・体制については、地域で職員の能力を発揮できる場や、直接職員が地域へ出向き支援ができる全庁的な体制の構築を検討するとともに、市民との協働を進めるためには、ファシリテーション能力、コミュニケーション能力、課題解決力、企画立案力などを備えた職員の育成に努めていく必要があることに留意いただきたい。

5. 地域連携ネットワークのあり方の検討および連携できる仕組みづくり

近年、先進自治体では、地域コミュニティ施策として、一定の区域ごとに町内会・自治会やテーマ型市民組織などが参加する協議会型住民自治組織を設立する事例が見受けられる。協議会型住民自治組織の役割としては、地域住民が自らそれぞれの課題解決に取り組むことや、町内会・自治会活動を補完することにより地域コミュニティを活性化することが期待されている。組織設立に向けた取り組みにおいて、設立前から区域ごとに町内会・自治会の連合組織や活動拠点となる施設があった自治体では、比較的短期間に組織設立に至っている傾向が見られる。

一方で、宇治市においては、テーマ型市民組織は小学校区ごとに活動されている組織が少なくないものの、町内会・自治会の連合組織の範囲は学区と一致せず、連合組織に参加している町内会・自治会は全体の約半数程度となっている。また、小学校区ごとを想定した地域コミュニティ活動の拠点となる施設も設置されていない。

町内会・自治会の加入率の低下や役員のなり手不足が課題となる中、市民参画・協働の施策を進めるためには、全市的に小学校区ごとなどに協議会型住民自治組織を設立する取り組みは理想的なものであると考えられる。ただし、協議会型住民自治組織の設立も含め地域コミュニティ施策を進めるにあたっては、宇治市の地域コミュニティの多様性を十分に踏まえながら、取り組んでいく必要がある。

また、宇治市の現状においても、町内会・自治会や町内会・自治会の連合組織、テーマ型市民組織が連携することで、より活発で効果的な地域コミュニティ活動が実現している事例がある。町内会・自治会の連合組織では、複数の町内会・自治会の連携により、幅広い分野での活動に取り組まれている傾向が見られ、自主防災への取り組みをはじめ、様々な分野でテーマ型市民組織と連携するなど、地域のネットワークを生かした活動に取り組まれている。

(1) 地域連携ネットワーク構築の具体的方策の検討

地域コミュニティの活性化のためには、宇治市の多様な地域コミュニティの実態を踏まえ、それぞれの地域事情に応じて地域のネットワークを活用できる仕組みを構築することが重要である。今後、地域の様々な組織が連携できるネットワークの仕組みづくりについて、具体的方策の検討を進められたい。

なお、本委員会での議論では具体的な施策の提案として、様々な地域の団体の連携構築のための地域コーディネーターの配置、町内会・自治会の連合組織を基本とした枠組み、小学校区を基礎とした団体相互の連携の仕組みなどの意見があった。こうした具体的な施策の実現の可能性についても、調査・研究を進められたい。

(2)活動拠点のあり方の検討

今後の地域コミュニティ活動推進には、人々が集い繋がる機会と場づくりが重要である。場づくりにおいては、それぞれの地域事情や地域によって異なるニーズに応じて、地域住民が多様な活動に有効活用できるように、活動拠点の望ましいあり方について、市として検討を進める必要がある。

なお、検討を進めるにあたっては、この提言の初めに記した「基本的な考え方」を念頭に置き、利用実態や地域ニーズ、財政状況などを踏まえながら、提言を受けて実施される今後の地域コミュニティ施策の展開に応じた既存資源の活用、施設の機能の見直し並びに体系化を視野に入れ検討することも必要である。

6. 地域主体による地域コミュニティの活性化を進めるために

防災や防犯、教育、福祉など様々な分野で活発に地域コミュニティ活動に取り組まれている地域がある一方、地域コミュニティの基礎的な構成要素となっている町内会・自治会において、加入率の低下や役員のなり手不足といった基盤脆弱化に繋がる課題に直面している地域もあり、地域実態は多様な状況を示している。

当委員会の議論では、こうした地域実態や課題の多様化から、地域コミュニティ活性化の方策について様々な意見があり、引き続き検討を要する部分が残されている。市としては、残る検討課題について今後も調査・研究を行い、課題解決に向けた施策の検討を進められたい。

一方、こうした多様性が見られる状況下において、市内一律的な支援施策の実施は、地域のニーズとのずれや施策の実効性に課題を残す可能性があると言える。

今後、地域コミュニティを地域の状況に応じて活性化させるためには、積極的に活動されている地域を「伸ばす施策」とともに、地域コミュニティの維持が困難となっている地域を「支える施策」が必要である。

また、先進自治体においては、地域の主体的な取り組みを促す用途を限定しない交付金制度、地域のアイデアやノウハウを生かす提案型協働事業といった助成制度が見られた。こうした支援制度が宇治市の地域コミュニティの実態に則したものであるかについて、また、他の先進施策についても引き続き調査・研究を行い、施策としての実現に向け取り組みの推進を図られたい。

最後に、地域コミュニティと市が互いに手と手を取り合い、知恵を出し合いながら、より良い宇治市の将来に向かって、共に歩んでいける社会の実現を望むとともに、今後も我々自身の問題として向き合っていきたい。

[資料1]

宇治市地域コミュニティ推進検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 町内会・自治会の活性化の方策および地域コミュニティや協働の在り方について検討するため、宇治市地域コミュニティ推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、市長に提言するものとする。

- (1) 町内会・自治会の活性化の方策に関する事
- (2) 地域コミュニティや協働の在り方に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(専門部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、専門的事項を調査、研究させるために、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもってあてる。

3 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開する。ただし、委員会が検討を行う事項が宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条に規定する非公開情報に該当するとき及び委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会議の公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民環境部文化自治振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附則

この要項は、平成25年6月17日から適用する。

[資料2]

宇治市地域コミュニティ推進検討委員会 委員名簿 (敬称略)

	氏名	所属	分野
委員長	森 正美	京都文教大学	学識経験を有する者
副委員長	酒井 久美子	京都ノートルダム女子大学	学識経験を有する者
委員	深尾 昌峰	龍谷大学	学識経験を有する者
委員	青木 久二子	宇治市女性の会連絡協議会	知識経験を有する者
委員	池谷 宏	南宇治地区コミュニティ推進協議会	知識経験を有する者
委員	井上 さとみ	府営西大久保団地連合自治会	知識経験を有する者
委員	荻 修	木幡区	知識経験を有する者
委員	鬼界 幸泰	宇治市連合育友会	知識経験を有する者
委員	近藤 豊	大和田区自治会	知識経験を有する者
委員	作田 徹也	宇治市学区福祉委員会連絡協議会	知識経験を有する者
委員	墨谷 まゆみ	東宇治地区コミュニティ推進協議会	知識経験を有する者
委員	辻 昌美	槇島地区コミュニティ推進協議会	知識経験を有する者
委員	西堀 あき子	浮面・名木三丁目町内会	知識経験を有する者
委員	長谷川 雅也	西小倉地区コミュニティ推進協議会	知識経験を有する者
委員	浜根 一男	自主防災組織 菟道自治会	知識経験を有する者
委員	東村 修	半白連合町内会	知識経験を有する者
委員	森田 隆夫	町内会・自治会長交流会実行委員会	知識経験を有する者
委員	湯瀬 敏之	京都府山城広域振興局 企画総務部	行政職員
委員	松田 敏幸	宇治市市民環境部	行政職員

*平成27年3月現在

[資料3]

宇治市地域コミュニティ推進検討委員会 開催経過

	開催日	主な議題
第1回	平成25年7月22日	地域の実態調査の実施について
第2回	平成25年10月21日	地域の実態調査結果速報
第3回	平成26年1月14日	地域の実態調査結果
第4回	平成26年3月18日	検討課題の整理
第5回	平成26年6月26日	検討課題についての議論 ・地域活動の重要性の浸透
第6回	平成26年8月26日	検討課題についての議論 ・役員の負担軽減及び育成の方策 ・活動の充実
第7回	平成26年11月4日	検討課題についての議論 ・地域連携ネットワーク 先進地視察結果報告
第8回	平成26年12月15日	提言骨子について
第9回	平成27年1月27日	提言(素案)について
第10回	平成27年3月4日	提言(案)について